

名古屋市告示第252号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、令和8年6月1日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和8年6月1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

道路の供用開始

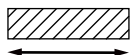
道路の種類	整理番号	路線名	区 間	摘 要
一般国道	1	153号	名古屋市昭和区花見通2丁目15番3地先から 名古屋市昭和区花見通2丁目15番4地先まで	附 図
県道	2	名古屋岡崎線	名古屋市昭和区花見通1丁目98番1地先から 名古屋市昭和区花見通3丁目29番1地先まで	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



道路の供用を開始する部分